

議案第92号

川崎市スポーツ・文化総合センター条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市スポーツ・文化総合センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年 5月27日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市スポーツ・文化総合センター条例の一部を改正する条例

川崎市スポーツ・文化総合センター条例（平成26年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表の1 体育館利用料(4)個人利用料の表中「小学校（」の次に「義務教育学校の前期課程及び」を加え、

「

トレーニング室	12歳以上18歳未満の者（小学生（小学校に在学する者をいう。以下同じ。）を除き、18歳以上の高校生を含む。）	150円	150円	150円	150円
	18歳以上の者（高校生を除く。）	300円	300円	300円	300円
弓道場	12歳以上18歳未満の者（小学生を除き、18歳以上の高校生を含む。）	1回3時間まで 150円			

18歳以上の者（高校生を除く。）	1回3時間まで 300円
------------------	--------------

を

「

弓道場	12歳以上18歳未満の者（小学生（小学校に在学する者をいう。以下同じ。）を除き、18歳以上の高校生を含む。）	1人1回3時間まで 150円	
	18歳以上の者（高校生を除く。）	1人1回3時間まで 300円	
種別		基本料金	超過料金
トレーニング室	12歳以上18歳未満の者（小学生を除き、18歳以上の高校生を含む。）	1人1回3時間まで 150円	超過時間30分までごとに 25円
	18歳以上の者（高校生を除く。）	1人1回3時間まで 300円	超過時間30分までごとに 50円

に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 参考資料

#### 制 定 要 旨

スポーツ・文化総合センターのトレーニング室の利用を時間制とすること等のため、この条例を制定するものである。